

「あと何年かしたら、パートさんが全員正社員になっちゃうの？」(←そういう訳ではありません！)  
「パートさんも週2の人からフルタイムの人までいろんな人がいるんだよね・・・」

平成26年2月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

～ミニ・セミナーのご案内～

## 社労士による「パート・契約社員の雇用管理」

拝啓 昨年4月の労働契約法の改正で、パート・契約社員といった有期労働契約が5年を超えて更新された場合は、労働者の申し込みにより、無期契約に転換する仕組みが導入されましたが、対策は万全でしょうか？「有期契約」と一口に言っても、パート、契約社員など様々な方がいますよね。当然、有期契約労働者の人数や構成により、各社で実情に応じた雇用管理制度を導入する必要があります。本セミナーでは、近時の法改正を中心に、パートタイム労働法など複雑化する関連諸法の内容を改めて整理・解説しますとともに、最短で4年後に控える無期転換に向けて、各社でどのような雇用管理体制を組むべきか、皆様と一緒に考えてみたいと思います。

参加希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて3/17(月)までにお申込み下さい(先着20名様限定)

敬具

〈講師〉 社会保険労務士 内山 雅視

〈日時〉 平成26年3月18日(火) 午後3時～4時45分

〈会場〉 技術士センタービルI-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2(県庁近く) \*駐車場あり

〈参加費〉 2,000円(税込み) \*当日、会場にて申し受けます。

\*特典1:お二人目からは1,000円 \*特典2:無料相談券をプレゼント中。

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、4月22日(火)午後3時～を予定しています。

「弁護士によるクレーム処理 ～恐れず ひるまず とらわれず～」 講師:弁護士 古島 実

FAX(025)280-1552 【パート・契約社員の雇用管理 セミナー申込用紙】

事業所名				参加者氏名	
住所	(〒 - )				
業種		従業員数	名	内訳:正社員( )名、パート・契約社員( )名	
質問事項					
電話				FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]